

令和4年10月吉日

株式会社青森入浴ケアサービス

代表取締役 三上 正子

ベースアップ等支援加算及びサービス提供体制加算Ⅲ算定のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の方針に基づき創設された【ベースアップ等支援加算】及び【サービス提供体制加算Ⅲ】を、令和4年11月1日より合わせて取得することになりましたのでお知らせ致します。

この度の取得により、ご利用料金のご負担をおかけすることに対し大変恐縮ではございますが、今後も更なるサービスの質の向上に努め、皆様に選ばれ、地域に愛される介護事業所となるよう職員一丸となって邁進していく所存でございます。

どうぞご理解ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

加算負担金の計算式

	改訂前	改訂後
介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.8%	5.8%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.5%	1.5%
初回加算（初回月のみ）	200 単位/月	200 単位/月
ベースアップ等支援加算		1.1%
サービス提供体制加算Ⅲ		12 単位/回

〈新料金〉 令和4年11月1日より

区分	サービス内容	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1～5	全身浴	1,379 円	2,758 円	4,137 円
	部分浴または清拭	1,242 円	2,484 円	3,726 円
要支援 1～2	全身浴	937 円	1,874 円	2,811 円
	部分浴または清拭	845 円	1,690 円	2,535 円